

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 東京都環境影響評価条例による見解書（二件）……一  
（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……四  
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……六  
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 多摩環境事務所環境改善課……六
- 告 示（内水漁管）
- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……六
- 平成二十七年第五種共同漁業の増殖方法等……九
- 訓 令（議）
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……一〇
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……二〇  
（生活文化局都民生活部地域活動推進課）
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……三三  
（同）
- 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……三三  
（同）

## 告 示

### ●東京都告示第三百八十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

### 東京都知事 外 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 三田小山町第3・5地区市街地再開発準備組合
  - 理事長 一色 正男
  - 港区三田一丁目四番八十号 タワーズ三田三〇一号
- 二 対象事業の名称及び種類
  - （仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業
  - 高層建築物の新築
- 三 対象事業の内容の概略
  - 対象事業は、港区三田一丁目に位置する開発施工面積

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱の改正……三  
（環境局環境改善部環境保安課）

○争議行為の予告（八件）……七  
（産業労働局雇用就業部労働環境課）

### 雑 報

○任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料額……三  
（東京都職員共済組合）

約二・五ヘクタールにおいて、共同住宅、店舗・事務所駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が八件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

### 五 見解書の縦覧

#### （一）期間

平成二十七年三月十一日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

#### （二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

#### （三）場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
- 港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
- 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- ウ 東京都多摩環境事務所管理課
- 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

表3(3) 港区長の意見及び事業者の見解の概要

風環境 (港区ビル風対策要綱について)		事業者の見解	
項目	意見の内容	項目	事業者の見解
	「風環境対策に関する事前協議」届出に記載された建物形状等の工夫について、確実に実施すること。		「風環境対策に関する事前協議」届出に記載したとおり、東京管区気象台における年間風の向出現頻度の高い北北西の風に対して風の流れに配慮する等、建物形状の工夫に加えて、業務棟(高層部)を西寄り、敷地の北側、東側、南側に空地や植栽帯を設ける等、配直上の配慮も確実に実施してまいります。
	風洞実験等に際しては、防風種裁機型の形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い、「風環境予測と対策の届出」において報告すること。		「風環境予測と対策の届出」においては、風洞実験で使用した防風種裁機型の形状、センサーの取り付け位置等の詳細について、撮影した写真を添付して報告いたします。
項目	意見の内容	項目	事業者の見解
	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること。		配直計画や建物外皮性能等、建築的手法により省エネルギーに配慮した上で、空調設備に関しては、換気用ファンに高効率モーターを採用します。電気設備に関しても高効率トランス及びLED照明を採用するなど、高効率機器を積極的に採用してまいります。
	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から選出される協定木材等の国産材の使用に努めること。		みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱に基づく港区との協議を行うとともに、国産木材の使用に努めてまいります。

表4 中央区長の意見及び事業者の見解の概要

景観		事業者の見解	
項目	意見の内容	項目	事業者の見解
	建物の色彩、デザイン等に配慮し、浜離宮恩賜庭園や晴海ふ頭公園からの水と緑豊かな景観に調和するよう努められたい。		建物の高層部は周辺建物の色彩との調和に配慮した品格ある落ち着いた基本調のデザインとし、浜離宮恩賜庭園や晴海ふ頭公園からの眺望に対しても落ち着いた穏やかな背景として付む外観となるよう配慮してまいります。
項目	意見の内容	項目	事業者の見解
	本事業に関する工事車両、景観その他環境影響についての苦情・相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるよう努められたい。		本事業に関する近隣の方々からの苦情等に対し、速やかに対応できるように相談窓口を常設します。また、近隣の方々に窓口設置について、様々な方法による周知を行います。

●東京都告示第三百八十八号

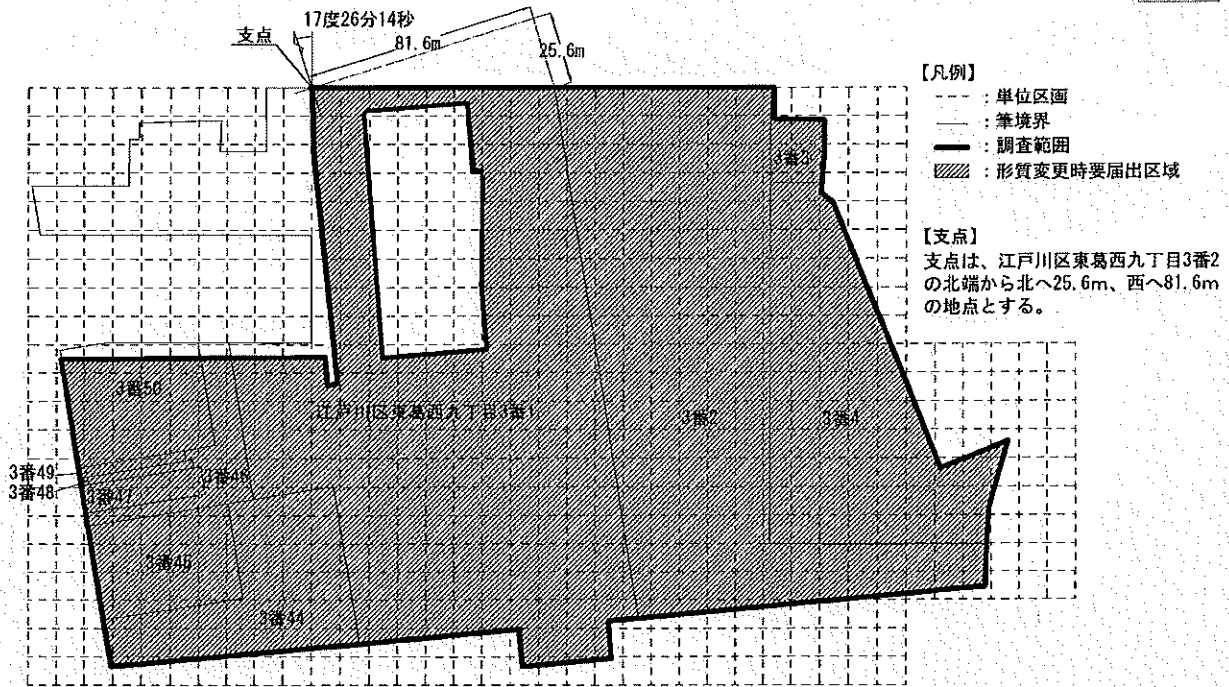
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東葛西九丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度(17度26分14秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百八十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物